(趣旨)

第1条 この事務取扱要領は、船橋市国民健康保険条例施行規則(昭和47年4月1日規則第22号。以下「規則」という。)第14条に規定する一部負担金の徴収猶予及び減免申請の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予及び減免の対象)

- 第2条 市長は、一部負担金の支払い義務を有する世帯主又は世帯に属する者が 次の各号のいずれかに該当することにより、その一部負担金の全部又は一部の 支払いについて一時に納付すること又は納付することができないと認めると きは、当該世帯に属する世帯主の申請により、一部負担金を徴収猶予又は減免 することができる。
 - (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、死亡、精神若しくは身体に障害が生じたとき又は資産に重大な損害を受けたとき。
 - (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
 - (3) 事業若しくは業務の休廃止又は失業等により収入が著しく減少したとき。
 - (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(定義)

第3条

- (1) 実収月額とは、月の初日から末日までの収入額をいい、収入額が確実に把握できるときはその額とし、把握できないときは、一部負担金の徴収猶予及び減免の申請時の前3ヵ月における収入額の平均額とする。なお、金融機関等の預貯金及び有価証券その他の債権については、措置認定基準額に6を乗じた額までを限度額とし、この限度額を超えた額は収入額として実収月額に加算する。
- (2) 基準生活費とは、世帯主又は世帯に属する者の生活保護法に規定する生活保護基準額の合計額をいう。
- (3) 措置認定基準額は、生活保護基準額の120%とする。

(留意事項)

- 第4条 事務取扱は以下を留意して行なうものとする。
 - (1) 生活保護法の適用が可能であると認められるものについては、その旨を指導する。
 - (2) 他の法令又は制度の活用が可能であると認められるものは、対象としない。(申請)
- 第5条 一部負担金の徴収猶予及び減免を受けようとする者の属する世帯の世帯 主は、当該者に係る同一の疾病又は負傷ごとに国民健康保険一部負担金徴収猶

- 予・減免申請書(規則第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) り災証明書等、申請理由を証明するもの。
- (2) 収入を証明するもの。
 - ア 給与収入を証明できる書類
 - イ 事業収入を証明できる書類
 - ウ その他の収入、無収入を証明できる書類
 - エ 金融機関等の預貯金、有価証券その他債権の写し
 - オ 市長が必要と認めるもの

(審査)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、 一部負担金の徴収猶予及び減免の可否について決定するものとする。
- 2 市長は、一部負担金の徴収猶予及び減免の可否の決定にあたって必要と認めるときは、国民健康保険法第113条の規定により、世帯主に対し当該申請に係る文書及び資料の提出を求め、又は質問を行なうことができる。
- 3 市長は、前項に規定する文書及び資料の提出、提示又は質問において世帯主 の協力が得られず、充分な審査ができないときは、当該申請を却下することが できる。

(認定)

- 第7条 一部負担金の徴収猶予及び減免の認定は、以下に定めるところにより行 なうものとする。
 - (1) 第2条第1号及び第2号の規定により一部負担金の徴収猶予及び減免を受けようとする者については、災害を受けた日の属する月から起算して3ヵ月以内に生じたものにつき、その一部負担金を免除とする。ただし当該世帯が、災害救助法の適用を受け、当該災害に起因する疾病又は負傷につき給付を受けることができる場合を除く。
 - (2) 第2条第3号の規定により一部負担金の徴収猶予及び減免を受けようとする者については、当該者の属する世帯全員の実収月額の合計と、基準生活費を比較しておこなう。

(決定)

- 第8条 一部負担金の徴収猶予及び減免の申請をしたものが、次の各号のいずれかに該当する場合については、その一部負担金を免除する。
 - (1) 第2条第1号及び第2号の規定に該当するとき。
 - (2) 当該申請をした者の属する世帯の実収月額合計が措置認定基準額以下となるとき又は減免割合が80%を超えるとき。
 - (3) 当該申請をした者の属する世帯員が入院し、世帯の実収月額合計が基準生活費合計以下となるとき。

2 減免割合とは下記により算出した割合とする。

実収月額合計-措置認定基準額=医療費充当額

- 一部負担金所要額一医療費充当額=一部負担金減額措置額
- 一部負担金減額措置額÷一部負担金所要額×100=減免割合(%)
- 3 実収月額合計が措置認定基準額合計を超える世帯のうち、実収月額合計が措置認定基準額と当月中に支払いを予定される一部負担金の見込額の合算額以下の世帯を減免の対象とし、次に揚げる減免割合の区分に応じ減免する。

0%を超え20%以下のとき

2割減免

20%を超え40%以下のとき

4割減免

40%を超え60%以下のとき

6割減免

60%を超え80%以下のとき

8割減免

80%を超えるとき

免除

(徴収猶予)

- 第9条 前条第3項の規定にかかわらず、実収月額合計が措置認定基準額と当月中に支払いを予定される一部負担金の見込額の合計額以下であり、かつ次の各号に該当するときは徴収猶予の対象とする。
 - (1) 猶予すべき期間内に別の収入が生じることが確実であるが、現在一部負担金の支払いが困難であるとき。
 - (2) 疾病が転帰にいたれば資力が回復し、一部負担金の徴収が可能なとき。
 - (3) その他市長が必要であると認めたとき。

(期間等)

- 第10条 一部負担金の徴収猶予及び減免の期間は、3ヵ月以内とし6ヵ月を限度とする。この場合の1ヵ月とは、暦月を単位とする。認定期間の開始日が月の中途であった場合は当該月を1ヵ月とみなし、認定期間の最終日の月の末日とする。
- 2 第8条第1項第3号の規定に該当した場合は、一部負担金の徴収猶予及び減免の期間は、3ヵ月以内とし3ヵ月を限度とする。なお、療養に要する期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護担当などとの連携を図るものとする。

(証明書の交付)

- 第11条 市長は、一部負担金の徴収猶予及び減免の決定を行なったときは、世帯主に対し国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免決定通知書(規則第2号様式)を通知し、承認したものについては国民健康保険一部負担金徴収猶予・減額・免除証明書(規則第3号様式)を交付する。
- 第12条 国民健康保険一部負担金徴収猶予・減額・免除証明書(規則第3号様式)の交付にあたり、減免については1ヵ月ごとに発行する。認定期間が2ヵ

月以上の場合、証明書番号は枝番を使用する。

(徴収猶予及び減免の取消変更)

第13条 一部負担金の徴収猶予及び減免の決定を受けたものが、その後資力の 回復その他の事情により、当該決定が不適当であると認められる場合又は偽り の申請その他不正な行為により決定を受けたものがある場合において、これを 発見したときは直ちに当該決定を取り消し、又は変更するものとする。この場 合において支払いを免れた一部負担金を世帯主から徴収するものとする。

附 記

- この取扱要領は、平成15年6月1日から施行する。
- この取扱要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この取扱要領は、平成23年4月1日から施行する。